

2011年8月11日  
(平成23年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

介護保険の要介護認定及び要支援認定に関することに係る  
個人情報を目的外に提供することについて（答申）

2011年7月28日付けで諮問（第483号）された介護保険の要介護認定及び要支援認定に関することに係る個人情報を目的外に提供することについて次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性は認められない。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経緯

平成23年7月13日付けで横浜弁護士会会長より、弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2の規定に基づき、介護保険課で保有する介護保険被保険者情報の照会がなされた。

弁護士法第23条の2の規定は、目的外のために提供しなければならないことが義務づけられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、横浜弁護士会会長に対し、介護保険被保険者情報を目的外に提供することについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

### (2) 介護保険被保険者情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

介護保険被保険者に係る次の情報

(ア) 介護認定を受けていたときの介護度

・介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書の写し

(平成22年1月21日申請分及び平成22年6月1日申請分)

・介護保険要介護状態・要支援状態区分変更通知書の写し

(平成22年7月14日申請分)

(イ) 死亡直前の介護度変更の申請内容

介護保険要介護認定・要支援認定区分変更申請書の写し

(平成22年7月14日申請分)

イ 目的外に提供する相手方

横浜弁護士会会長

ウ 目的外提供の根拠規定

弁護士法第23条の2

エ 目的外提供に対する実施機関の考え方

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、弁護士法第23条の2の規定に基づくものである。

弁護士法第23条の2第1項には「弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があった場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないとき、これを拒絶することができる。」と、また、同条第2項には「弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」と定められ、官庁、公共団体その他の団体に対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、市長はその照会に応じなければならない義務はなく、拘束力はない。

しかし、本件照会は正当な請求権を有した横浜弁護士会会長によって行われたものであり、弁護士には弁護士法第23条において職務上知り得た秘密保持の権利を有し、義務が課せられている。

(イ) 目的外に提供する必要性について

本件照会に係る介護保険被保険者は既に死亡しており、被相続人である当該被保険者の遺産分割調停事件において、相続人である二男の寄与分、特に当該被保険者に対して献身的に介護を行ったことを主張・立証するため、当該被保険者がどの程度介護を要する状態だったのかを客観的に明らかにする必要があるため、とのことである。

横浜弁護士会への照会申出人である弁護士への依頼者は、当該被保険者の二男であり、正当な相続人である。また、条例第20条第3項では「本人が死亡した場合における当該本人に関する管理情報は、当該死亡した者とある一定の身分にある者に限り、開示請求をすることができるものとする。」と、また、その内容について同項第2号では「死者の死亡時においてその配偶者若しくは二親等内の者であった者又は介護をしていた者にとつての当該死者の介護に関する情報」と規定されており、依頼者である二男自身には、管理情報開示の請求の権利が認められているものである。

したがって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の場合、照会対象者が既に死亡していることから、本人通知を省略する。

(4) 提出資料

ア 横浜市弁護士会会長からの弁護士法第23条の2に基づく照会文書

イ 要介護認定に係わる書類の写し

ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

ア 本件照会の具体的な必要性は、「本件照会に係る介護保険被保険者は既に死亡しており、被相続人である当該被保険者の遺産分割調停事件において、相続人である二男の寄与分、特に当該被保険者に対して献身的に介護を行ったことを主張・立証するため、当該被保険者がどの程度介護を要する状態だったのかを客観的に明らかにする必要がある。」とのことである。

しかし、本件照会に対する照会申出人である弁護士への依頼者は、死亡した当該被保険者の二男であり、条例第20条第3項に基づく管理情報の開示請求権を有し、本件照会以外の方法でも、他に情報を得る手段がある。

イ 実施機関では、本件照会は正当な請求権を有した横浜弁護士会会長によって行われたものであり、弁護士には弁護士法第23条において職務上知り得た秘密保持の権利を有し、義務が課せられているとしている。

しかし、弁護士に守秘義務があるといっても、弁護士は依頼者に対して、本件照会に係る事項について報告義務があり、依頼者から本件照会情報が漏れる

おそれが懸念されることから、弁護士法第23条の2による照会については、慎重さを要し、漫然と照会に応じるべきではない。実施機関は、他に情報を得る手段がない場合に限り、他の必要性などの要件を確認のうえで、弁護士法第23条の2による照会に応じるべきである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要性は認められない。

以 上